

# 本組合被扶養者認定取扱い要綱等の一部見直し案について

これまでお知らせしてきましたとおり、短期給付財政安定化計画に基づき、被扶養者の認定等に関する適正化を図るため、本組合被扶養者認定要綱及び同要綱の取扱い基準の一部見直しを行っております。平成25年4月1日の実施を目的に、改正することを予定しておりますので、現在協議中の主な変更内容をお知らせいたします。

## 【検討項目】

### 1. 認定対象者の収入の取扱いについて

#### ① 給与所得について

現行は給与月額が固定されていない(変動給)場合、1年以内の累積額が認定限度額の130万円(又は180万円)を超過した場合、認定を取り消すこととしていますが、改正後は現行の取扱いに加えて1カ月の給与月額が108,334円(又は150,000円)を連続して3カ月超過した場合は、4カ月目の初日をもって認定を取り消すこととします。

#### ② 年金所得について

改正後は個人年金等私的年金も恒常的に発生している収入であると判断し対象とします。

#### ③ 事業収入について

現行では、「給料・賃金」は認定において認められる必要経費としておりますが、改正後はこの経費を対象外とします。

### 2. 別居の場合の取扱いについて

#### ① 仕送りの事実の確認について

現行は、認定対象者の所得が認定限度額未満であれば認定を行っていますが、改正後は扶養の事実を確認するため、別居者を認定する場合には、組合員からの仕送り方法について、金融機関を経由して送金が行われているかの事実を確認します。

#### ② 認定対象者に同居者がいる場合の主たる扶養者の確認について

改正後は認定対象者と同居している者を主たる扶養者とし、組合員が優先して扶養している事実を確認した上で、認否の判断をします。

### 3. その他

- ・父母等夫婦の祖父母の認定について
- ・被扶養者の継続調査について
- ・職権による認定の取り消しについて
- ・配偶者を除く18歳～59歳の者にかかる扶養認定について

※各改正項目の詳細については、順次、共済ニュース「すこやか」において、お知らせする予定としております。

## ジェネリック医薬品を活用し お薬代を節約しましょう!

### ジェネリック医薬品ってどういう薬?

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品です。先発医薬品の特許満了後に、有効成分、分量、用法、効能及び効果が同じ医薬品として新たに申請され、製造・販売される安価な医薬品です。

### ジェネリック医薬品の利点は?

平均するとジェネリック医薬品のお薬代は、先発医薬品の約半額ですので、医療費が大きく節約できます。

### ジェネリック医薬品を活用するには?

受診の際に医療機関の窓口で、「ジェネリック医薬品希望カード」を提示して、ジェネリック医薬品の処方希望を伝えましょう。カードが無い場合でも、ジェネリック医薬品を希望することを申し出いただくことで、利用することができます。

### 自分が使用している薬のジェネリック医薬品は どうしたら分かる?

日本ジェネリック医薬品学会ホームページにアクセスしてください。

『かんじゃさんの薬箱』

<http://www.generic.gr.jp/>

